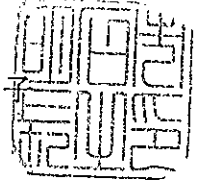


明石市告示第59号

2024年（令和6年）3月15日

明石市長 丸谷 聡



### 街区の区域の変更及び新設について

次のとおり街区の区域をあらたに画すとともに、既存の街区の区域を変更するので、明石市住居表示に関する条例（昭和39年6月17日条例第51号）第2条の規定により告示する。

#### 記

##### 1 街区の区域の変更及び新設

別図1の松が丘5丁目7街区の区域を、別図2に示すとおり変更し、同図に示すとおり、25街区、26街区、27街区、28街区、29街区、30街区、31街区、32街区、33街区、34街区を新設する。

##### 2 実施する時期

令和6年3月15日

##### 3 住居番号について

実施期日において、新設する街区内に住居番号を付すべき建物は存在しない。また、変更する街区内に既に存在する建物の住居番号は変更しない。

別図 1

松が丘五丁目



別図 2

松が丘五丁目

